

(1) 氏名は、夫婦とも現在（婚姻中）の氏（姓）で記入してください。外国籍の方は生年月日を西暦で記入してください。

(2) 住所にアパート名や部屋番号などが含まれる場合、それも全てお書きください。

●離婚と同時に住所を変更する方
※住民異動届が必要です。住民異動届は市役所の開庁時間以外は受付をしておりますので開庁時間内にお越しください。

・市外から東広島市へ転入する場合
前住所地の市区町村が発行する「転出証明書」が必要（マイナンバーカードによる転出手続きをした人を除く）です。

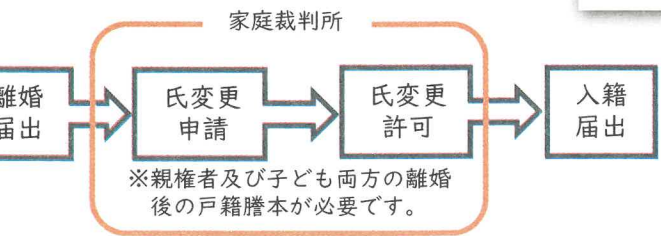
・東広島市から市外へ転出する場合
→現在の住所を記入してください。

父母が亡くなっても空欄とせず記入してください。離婚などにより父母の氏名が異なっている場合は、現在の氏名をお書きください。

(3) 裁判所が関与しない離婚は「協議離婚」になります。協議離婚は証人2名が必要です。

(5) 【夫妻に未成年の子がいる場合】
18歳未満の子がいる場合は親権を行う方の欄に必ず子の氏名を記入してください。複数の子の名前を記入する場合でも全員フルネームで記入してください。

※【離婚後の子どもの戸籍について】
親権者の戸籍が子の戸籍と異なる場合に、子を親権者の戸籍に入籍させたい場合は、離婚成立後に家庭裁判所で「子の氏変更許可」の申請を行い、許可を得たのち、市町村役場で「許可の審判書」を添付して「入籍届」の届出が必要です。



黒いボールペンを用いて、戸籍に記載してある文字を崩さず丁寧に書いてください。
(消せるボールペンを使用しないでください。)

お問合せ先 東広島市役所 市民課 (082) 420-0915 (直通)

午前 午後 時 分 受領

離婚届

令和 年 月 日届出

広島県東広島市長 殿

届書中字訂正字加入字削除

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でさしつかえありません。

●協議離婚の場合は18歳以上の証人2名の署名が必要です。
正しくご記入の上、署名欄は必ず証人本人が署名してください。

判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意)	乙川孝助 印 丙山竹子 印
生年月日	昭和37年4月14日 昭和41年6月8日
住所	東京都中野区野方1丁目 東京都世田谷区若林4丁目
	34番1号 31番18号 若林アパート203号
本籍	東京都杉並区清水町 東京都世田谷区若林
	1丁目52番地 4丁目31番地

本籍を表示した住民票を取得するなどして確認をした上で記入してください。
筆頭者の氏名は戸籍のはじめに記載されている人の氏名を記入してください。

【離婚後の氏（姓）について】
婚姻時に氏（姓）を変えた方は離婚に際し、旧姓に戻るか、婚姻中（現在）の氏（姓）をそのまま使うかを選択します。
●旧姓に戻すときは次のどちらかを選択しチェック☑します。
「☑もとの戸籍にもどる」
→婚姻前に在籍していた戸籍の本籍と筆頭者を記入してください。
もとの戸籍そのものが除籍となっている場合は、「☑新しい戸籍をつくる」を選択してください。
「☑新しい戸籍をつくる」
→新しい本籍を記入してください。新しい本籍は現存する土地の地番、または住居表示の街区符号におくことができます。
筆頭者は旧姓に戻した自分の氏名を記入してください。
●婚姻中（現在）の氏をそのまま使うときはこの欄に記入しないでください。
この場合は離婚届と同時に別の届出「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」が必要になります。

◎ 署名欄は必ず本人が記入してください
◎ 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）をご持参ください
◎ 消せるボールペンを使用しないでください

連絡先
夫電話 (082) 420-0915 番
自宅・勤務先・携帯
妻電話 (090) 1234-5678 番
自宅・勤務先・携帯

【届出に必要なもの】
●離婚届・・・1通
●顔写真付きの本人確認書類
（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
※本人であることの確認は、虚偽の戸籍届出の防止を目的として、法律に基づき全国的に実施されているものです。本人確認書類の提示がない場合でも、届出の受付を行います。受理決定後、届出に記載の住所に受理をお知らせする文書をお送りします。また届出人から書類を預かって来た方（使者）についても本人確認書類の提示を求めます。

【時間外の届出】
●戸籍の届出は市役所の開庁時間以外の夜間、休日にも届け出ることができます。この場合は宿日直の職員がお預かりいたします。（届出の日が受理日となります）

届出の記載内容の確認は、翌日以降の市役所開庁時に行います。記載内容に不備があった場合は、再度来庁いただくこともあります。届書に不備がないか、事前に確認することもできますので、開庁時間内に窓口でお問合せください。

届書の提出に来られるのが夫婦のどちらか一方のみである場合であっても、協議離婚の場合は夫婦それぞれの署名が必要です。
なお、現在（婚姻中）の氏（姓）で記入してください。

日中連絡のつく電話番号を記入してください。